

「法施様12」『法施29の2、29の3、29の6、29の7』

手 続 補 充 書  
(第29条の2第1項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充)

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示 PCT／JP20XX／087654

2 出願人

名 称 株式会社東京製作所  
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
(代表取締役 特許 太郎 (署名: \_\_\_\_\_))  
あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan  
国 種 日本国 Japan  
住 所 日本国 Japan

3 代理人

氏 名 弁理士 国際太郎 (署名: \_\_\_\_\_)  
KOKUSAI Taro  
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地  
8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 補充命令の日付 dd.mm.20XX

5 補充の対象 明細書

6 添付書類の目録 (1) 明細書

※ この様式見本は命令を受けて引用による要素の欠落補充をする場合の記載例です。

(注1) 命令前に自発で補充をする場合には、表題を「手続補充書(第29条の3の規定による明細書等の引用補充)」とします。

(注2) 明細書若しくは請求の範囲の一部又は図面の全部若しくは一部が欠落している旨の命令を受けて明細書、請求の範囲又は図面の欠落部分を補充する場合には、表題を「手続補充書(第29条の6第1項の規定による命令に基づく欠落部分の補充)」とし、当該命令前に自発で補充をする場合には表題を「手続補充書(第29条の7の規定による欠落部分の補充)」とします。

(注3) 明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部が誤って提出されている旨の命令を受けて適當な明細書等を補充する場合には、表題を「手続補充書(第29条の6第1項の規定による命令に基づく適當な明細書等の補充)」とし、当該命令前に自発で補充をする場合には表題を「手続補充書(第29条の7の規定による適當な明細書等の補充)」とします。

(注4) 引用による欠落部分の補充又は適當な明細書等の補充をするときは、「5 補充の対象」の欄には補充する欠落部分又は適當な明細書等の対象を「請求の範囲【請求項3】」や「図面【図5】」のように記載し、「6 欠落部分の記載箇所の表示」又は「6 適當な明細書等の記載箇所の表示」の欄を設けて、優先権主張の基礎となる出願において当該欠落部分又は適當な明細書等が記載されている箇所の説明を「PCT

／JP20XX／087654の請求の範囲【請求項2】や「特願20XX-123456の明細書【0005】」のように記載します。

なお、明細書、請求の範囲又は図面の全部についてのみ引用による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは、「6 欠落部分の記載箇所の表示」又は「6 適当な明細書等の記載箇所の表示」の欄は不要です。

(注5) 補充命令前に自発で補充をする場合、「4 補充命令の日付」の欄は不要です。

(注6) 第50条の3第1項に規定する配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「6 補充の内容」の欄を設けて、「別添磁気ディスクのとおり」と記載するとともに補充事項を記載してください。

(注7) 署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

(注8) 代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 代理人」の欄は不要です。